

## 第14回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階大会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第118号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について

議案第119号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第120号 農地所有適格法人の適格確認について

議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第122号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第123号 不動産買受適格証明願について

議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第125号 農地改良届出について

議案第126号 糸島市学校給食地産地消推進検討会議委員の選出について

議案第127号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画  
の決定について（農地中間権利事業：利用権設定）

議案第128号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議案第129号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画  
の決定について（所有権移転）

## 6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせん取下げについて（報告）
- 3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて
- 4) 農地取得に係る営農ヒアリング資料について
- 5) 農地対策委員会（A班）報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（3月認定分）
- 7) 今後の予定について

## 7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局 それでは、井上職務代理による開会の挨拶と総会成立宣言をお願いいたします。

職務代理者 皆さん、こんにちは。今日も天気の良い日に、皆さん、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。桜もあつという間に咲いて、あつという間に散って、もう今はもう葉桜というふうな状況でございます。

いよいよ4月に入りまして、新年度スタートしまして、事務局員も異動があったようでございます。委員の皆様におかれましては、今期2年目を迎えられる方は、まあ1年間、勉強されて大体分かってきた頃だろうと思っておりますので、積極的な発言をお願いして糸島市農業委員会総会を盛り上げていってほしいと思います。

それでは、ただいまより第14回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会は成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。

次に、議長挨拶です。内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。いよいよ、令和5年度新年度が始まったわけですが、先ほどから部長も言われましたように、5反要件の撤廃、また地域計画の策定ということで、皆様には大変御苦労かけるかとは思っています。何とぞよろしくをお願いいたします。

また、地域策定につきましては、今年度より新しい部署もできまして、農協からも課長クラスが2人出向で来ておりますし、また、共済のほうからのOBも来て、何人か結構な人数でやっていますので、そのところはある程度決まりましたら、農業委員会のほうにも連絡が来るんじゃないかなというふうには思っております。

それからまた、ばたばたと忙しくなるのではないかなというふうには思っております。今後ともよろしくをお願いいたします。また、この人事異動で楠原部長、また、前村係長が異動ということで、まあ楠原部長は所管のほう、所管といいますか、農業委員会の上のほうにおられる方であって、前村君はまあ下ということで、階が下ということで、まあ側面からも、これから側面からでもよろしくをお願いいたします。あんまり長く言うと、終

わった後の歓送迎会で何も言うことがなくなりますので、この辺であれで  
す。

それでは、議事録署名人を指名いたします。宗敏郎委員と荻原昌之委員  
を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第118号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出につい  
て」提案いたします。2ページの受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

御審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。あっせん譲受候補者というこ  
とで、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

候補者名簿の登録に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

議 長

それでは、次の議事に移ります。

事務局

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第119号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」提案  
いたします。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

次に、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

以上になります。以上、これらの2件につきまして、あっせん委員の指名並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

議 長 　　ただいま、事務局により説明がありました。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、譲受候補者の立ててください。ほかの方は、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 　　お願いいたします。1番の候補者名をお願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 　　それでは、2番の候補者名をお願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 　　それでは、事務局のほうより再度、確認の発表をお願いいたします。

事務局 **【地区別にあっせん委員を指名】**

それからですね、2番の備考欄に書いてあります米印で賃借ありとありますが、これはちょっと台帳を確認したところ、もう賃借が解かれてありましたので、そこを補足しておきます。2番だけです。1番は継続ですね。

以上です。

議 長 　　それでは、あっせん成立に向けて、よろしくをお願いいたします。

議 長 　　それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 　　議案書の8ページをお願いいたします。

議案第120号「農地所有適格法人の適格確認について」。この件につきまして、適格確認申請が1件上がっております。読み上げて提案させていただきます。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、9ページの審査表を説明させていただきます。

農地所有適格法人の審査につきましては、大きく4つ、法人形態要件、それから事業要件、議決権要件、業務執行権要件の大きく4つの項目で審査をするわけですが、まず、法人形態要件につきましては、当該法人につきましては、株式会社というふうになっておりまして、株式会社の株式の譲渡制限の定めが定款等であるものというふうに限られております。これにつきましては、定款確認したところ、④番、該当ございましたので、適格というふうに判断をしております。

それから、2番目の事業要件につきましては、これは農業の経営、それから農産物の生産とかそういったものが定款にうたい込みがある必要があるんですが、これにつきましても定款等確認しましたところ、記載がございましたので、適格であるというふうに判断をしております。

続きまして3番目の議決権要件につきましては、これにつきましては、構成員、いわゆる株主が当該法人につきましては2名いらっしゃるわけなんですけれども、その2名とも農業に150日以上従事されるということで確認をしております。

その常時従事する者が、まあ、いわゆるもう2人しかいないので、構成員の議決権につきましては100%あるというふうにみなせますので、これは適格であると判断しております。

最後に、業務執行権要件につきましては、法人の役員につきましては4名いらっしゃるんですけれども、そのうちの最低1名は常時従事者となっていないといけないんですが、そのうちの1名が150日以上従事をしますということになっておりますし、ほかの3名につきましても直接的に、まあ150日以上とはいきませんが、まあ60日以上は従事をするというふうにされておりますので、これも適格であるというふうに判断をしております。

以上です。

議長

ただいま、説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。  
許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書は11ページからになります。

議案第121号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。まず、3条の審査項目につきましても、先に報告させていただきたいと思えます。

農地法の3条の規定による許可申請につきましては、審査表10ページになりますけれども、この中に以前までは5反要件がありましたので、50アール以上ですという項目があったんですけれども、それは今回からなくなっております。それ以外の審査項目について、まあ書類上なり判断をしたものを諮っていただいております。

これにつきましては、1つでも「はい」という項目に丸があった場合は、原則許可できないこととなっておりますけれども、この中の5番のところ、後ほど志摩馬場の案件が出てくるんですが、これにつきましては、農地法の3条で区分地上権の設定をされるというふうになっておりましたので、そこについてはもう例外規定に該当するということで、ここは大丈夫だというふうに判断をしております。

書類上の判断につきましては、全ての申請について許可相当であると判断をしております。

以上、報告させていただきます。

議 長

それでは、3条につきまして、まず、受付番号1番、荻原委員、よろしくをお願いいたします。

農業委員

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長

続きまして、受付番号2番を三坂委員、お願いします。

農業委員

受付番号 2 番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長

続きまして、受付番号 3 番を奥委員、お願いします。

農業委員

受付番号 3 番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

贈与です。親戚関係もありませんので、農地が必要ないということで贈与になっています。

議 長

続きまして、受付番号 4 番を古家委員。

農業委員

受付番号 4 番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

隣接地の方への贈与と伺っております。

議 長

続きまして、受付番号 5 番を松尾委員、お願いします。

農業委員

受付番号 5 番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

これは太陽光パネルの基礎等設置に伴う区分地上権の設定で、3年ごとに更新されなければいけない案件です。

議 長

続きまして、6 番を井上職務代理者。

職務代理者

受付番号 6 番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議 長

続きまして、7 番を加茂委員、お願いします。



農業委員

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

新規就農の一般売買です。よろしくお願いします。

議長

続きまして、8番を古家委員、お願いします。

農業委員

受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

親族間の贈与と伺っております。

議長

続きまして、9番を再度、加茂委員、お願いします。

農業委員

受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

これは先月、申請漏れがあったということで、今月、再度申請をされています。

以上です。

議長

それでは最後に、受付番号10番を東司委員、お願いします。

農業委員

受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

これはさっき出ました■■■■■■■■■■の売買です。

議長

ありがとうございました。それでは、7番と10番を第3調査部会より面談を行っております。面談の報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、議案書14ページの番号、7番、■■■■さんの面談を行いましたので、御報告します。議案書の111ページから114ページを御覧ください。

■■■■さんは54歳で、二丈深江に住んであります。御本人からこのように

聞いております。

面談内容、もともと田畑仕事をしており、農業にも興味があったそうです。3年前に田を借りて、もち麦を作付したところ、うまく収穫までできたことに喜びを感じました。夫婦で営んでいた会社を後継へ譲ることになり、農業を営むよう考えました。農機具については、中古であります、耕運機や脱穀機、トラクターは所有しており、農地と併せて譲り受けた機械もあります。食べ物を作ることは素晴らしいことであり、少しずつでも経営規模を拡大したいと考えていますとのことでした。

調査部会としましては■■■さんは、地域の方との関わりを大事にされており、技術面や、農機具など技術面では心配ありませんし、やる気は十分に感じました。

ただ、申請地の一部に倉庫が建っておりまして、畑にされるよう案内しております。

次に、■■■■■■■■■■の面談も行いましたので御報告します。議案書の107ページから110ページを御覧ください。

代表者の■■■■は49歳で令和3年12月に飯原に法人を立ち上げています。当日は代表の■■■■と農場長となる■■■■の面談を行いました。このように言うておりました。もともと代表が伊都即売会など6店舗の直売所を経営されており、地域の方から営農についての話を持ちかけられたのがきっかけとなりました。

また、耕作放棄地の増加を何とかしたいという思いもあります。現在、福祉事業所も営んでおり、将来的には大きく連携を行った農地の再生利用を行いたいとのことでした。

調査部会の意見としましては、法人としては1年間ほど活動休止期間はありましたが、農業従事者や農機具なども確保しており、営農計画もきちりしてあり、やる気は十分にあると感じました。また、法人の定款などの書面からも農地所有適格法人として認められるものと判断しております。

以上です。

議長

ただいま、3条申請に関わる報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。中原委員。

農業委員

11番の中原ですけども、売買の金額が、この前、傍聴人の関係で載せられないということでしたので、もしも分かる範囲であれば、今後の参考にしたいので、金額等分かれば教えていただきたいと思います。

議長

金額が分かる分だけでいいです。

事務局 申請書のほうに記載があるものについての報告になるんですが、番号でいきますと7番の■■■さんと■■■さんの案件ですけども、反当たりが100万ということで、総額で365万となっています。それ以外はちょっと記載がないようなので、報告は以上になります。

議長 金額までは、聞き取りというか、まあそのとき農業委員さんは聞いたかもしれませんけれども、農業委員さんの中で分かるのがあったら。荻原委員。

農業委員 19番の荻原ですが、1番目の反当価格は100万です。合わせて1,051万ですかね。

農業委員 15番、三坂です。2番の■■■さん、■■■さんは親戚で、私のすぐ近くなんですけども、10アール当たり150万の価格です。

議長 ほかに分かったところはなし。じゃあ、分かる分だけで。

農業委員 ありがとうございます。

議長 ほかに何か質問、意見ありましたら。丸山委員。

農業委員 丸山です。新規就農の■■■さんですけども、この資料見ていましたら、114ページですけども、かなり活動ですね、この作付の変更をずっとされてますけども、それは単純な計算の仕方ですとか、えらい書き損じが多いんですけど、何か理由聞かれていますか。

議長 事務局、それは聞いとるね。何か理由を。

農業委員 理由があつてなんですか。

議長 理由があつての書き直しなの。宗委員。

農業委員 今の変更の分ですけども、1の2,500平米ですか、その修正ということで金額が変わってきてると想像されますが。作付面積が2,500平米でしょう。それがここの計画の中では3,080になつとるから、これを違いで、それで計算すると、金額が変わってきてると。

議長 それでいいですかね。初め、3,000平米の。事務局。

事務局	<p>今、宗委員が言われるようにですね、一番当初、見え消しされてあるところの水稲なり、もち麦の作付希望を当初、その3,080であるとかということで試算されてあったんでしょうけども、その作付希望の修正が3,080から2,500平米に変わったというところでの、まあ算出内容が変わったというところでの修正になってるようですので、まあそこぐらいしか多分、ないのかなとは思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですかね。ほかに何か質問、意見ありましたら。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>なかったら、採決に移ります。</p> <p>許可と判断されます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員です。</p>
議 長	<p>では、第4条までいきます。</p>
事務局	<p>議案書は18ページのほうになります。</p> <p>議案第122号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、第3調査部会のほうにより調査しております。調査部会長より報告をお願いいたします。</p>
調査部会長	<p>議案書は18ページからとなります。</p> <p>議案122号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告します。番号1。</p> <p><b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b></p> <p>それとは別冊の現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いいたします。申請地は、議案書19ページの地図を参照ください。</p> <p>志摩井田原524番については、樹木が伐採されていましたが、農地へ</p>

の再生中のため、事前着手ではありません。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、農地改良のための一時的な転用工事であり、不許可の例外に該当するため問題ありません。

第3調査部会としましては、関係課からの意見にありますように、特に524番の造成の高低差があり、現在、造成中である申請地の北側と同様に地形形状変更審査会の審議を受けた後に、安全の審議を行ったほうがよいと考えています。

調査部会としては、継続審議であると判断しています。

以上、御報告します。

議長

ただいま、調査部会のほうでは、地形審の審査会審査報告をお願いするということで、農地政策課のほうより上がってきてます。それを考慮し、地形審の審査報告を待ったほうがいいんじゃないかということで、継続審議というような判断をされております。

事務局、この地形審は、申請というか、こっちが言うたっちゃつまらなくてということやろ。向こうから地形審の審査をお願いするってことはあるっていう。

事務局

地形審につきましてはですね、通常は、地形審を開く要件というのがあるんですけども、その中には、他法令等の許認可を要する案件につきましては除外要件となっておりますので、通常であれば、今回、農地法に基づく許認可が必要になってくる案件ですので、除外案件にはなってくるんですが、一応、調査部会のほうでも意見も、まあうちの農地政策課の農地整備係のほうから意見が出ておりますので、都市計画課のほうで地形形状変更審査会、いわゆる開発審査会っていうのを所管しておりますので、そちらにもう事務連絡としての要請にはなるんですが、今、文書をもう渡してある状況になります。

なので、まあ農業委員会のほうから、開催してくださいという要請文を今、渡してある状況ですので、あとは申請者側と都市計画のほうとでも日程であったり、資料とかの打合せは進めていただいているものだと思っております。

以上です。

議長

そういうふうな今、状況です。それで、皆さんの意見を聞きたいと思いますが。こういった第3調査部会の判断といいますか、それでよろしいでしょうかということなんですが。

質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

第4条の1番につきましては、地形変更を地形審に審査してもらいたいということで、継続審議という形に持っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。それで賛成されます方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

それでは、少し早いようですけれども、1時間近くになりますので、ここで休憩といたします。

開催を2時40分から始めたいと思います。

(休 憩)

議 長

それでは、審議を始めたいと思います。議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第123号「不動産買受適格証明願について」。この議案につきましては、この物件が公売に係る案件となっております。

公売入札に参加するためには、この買受適格証明というものが必要になるんですけれども、証明書の発行につきましては、今回、農地転用が関係してる案件になりますので、許可権者である県知事が証明書の発行は行うようになります。

ただ、農業委員会としましては、それに際して、意見書を添付して県へ進達する必要がありますので、議案として上げさせていただいております。あまりこういうふうな議案っていうのは上がってこないわけですけれども、審議につきましては、もう通常の農地法の5条許可申請と同様に審議をいただくということになります。

ですので、農地転用の許可見込みの有無というのを審議していただいて、その結果を意見書に取りまとめると。もう通常どおりの審査の流れになってまいります。

この案件につきましては、次の議案第124号の4番に案件が上がっておりますので、その案件と合わせての審議というふうになります。

以上、御報告させていただきます。

議 長

この5条のあれと一緒に審議する。これはこれ。

事務局 いや、もう一緒に審議になります。

議長 これ5条の分も一緒に合わせて報告。

事務局 そうですね。それで大丈夫です。

議長 それでは、第3調査部会長、この適格証明願と5条の4番の報告をお願いします。

調査部会長 議案を読み上げます。24ページの議案に基づいて読み上げを行います。  
1番。これ競売物件となっておりますが、これ公売物件になります。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

事務局 一般基準につきましては、議案書の16ページのほうで一般基準も一緒に審査表を報告させていただきますが、この審査表の中の5条の4というところがあるんですけども、まあほかの案件と同じように特段その支障となるような部分は書類上見当たりませんでした。資金、資力、信用に関しても、資金計画によりまして適当と判断しておりますし、もう具体的な転用の計画というのも図面等もしっかり出していただいて計画は立ててありますし、周辺に農地点在しておりますけれども、そこに関しての支障もないものというふうに判断しております。  
この公売につきましては、福岡国税局がかけている公売というふうになっております。  
以上です。

議長 それでは、第3調査部会長のほうより、5条の4番につきまして説明をお願いします。

調査部会長 議案書は24ページです。別冊の現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。申請地は、議案書の25ページの地図を参照ください。  
今回は区画の宅地分譲の件で計画されています。農地区分は第3種農地であり問題はありませぬ。現段階としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんが、申請地の北側の農地4036の1と4034の2の出入りに支障が出てくるのではないかと考えております。  
申請人などに状況確認を行い、北側の農地への影響がないのであれば許

可相当であると判断しています。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

今、調査部会長のほうから報告がありました、申請地の北側といいますか、北東側といいますか、に隣接する農地があるんですけども、そちらのほうへの往来について、今回、転用されることで支障とはならないだろうかというふうな話があっておったんですけども、事務局のほうで一応、その申請者のほうにも依頼をかけたんですが、ちょっと時間がなかったので、事務局のほうでも再度、現地調査を行いました。

その結果、ちょうど申請地の北側のところの線路に、J Rの線路になるんですけども、その線路に沿って通路らしきスペースが確保されていることを確認できましたので、まあちょっと回り込むような形で隣接地のほうには往来ができるというふうを確認しましたので、まあ大丈夫じゃなからうかというふうには判断をしております。

以上です。

議 長

ただいま、調査部会長、事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なら、もう隣接地は大丈夫たいね。出入りできるね。

事務局

はい。

議 長

それでは、採決に入ります。

第123号の不動産適格証明願並びに5条の4番につきまして、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

議 長

次の議案に入ります。事務局。



事務局 議案書はですね、30ページをお願いします。  
議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
御審議お願いいたします。

議長 それでは、第5条につきまして、第3調査部会長、三坂部会長より報告  
お願いします。

調査部会長 議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
報告します。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、別冊の現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。  
申請地は、議案書の35ページの地図を参照ください。

農地区分は農用区域内農地ではありますが、農地改良に伴う一時的な転  
用行為のため、不許可の例外に該当し問題はありません。第3調査部会  
としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ていません。周辺農地  
への影響はないことから、許可相当であると判断しています。

続きまして、番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書は39ページからとなります。別冊の現地調査説明資  
料の5ページと6ページをお願いします。申請地は議案書の39ページの  
地図を参照ください。

太陽光発電設備のパネル部分ではなく、支柱部分が転用行為に該当しま  
すが、この支柱部分の転用許可の更新申請となっています。

なお、施設を継続される場合は、3年更新となります。農地区分は、農  
用区域内の農地ではありますが、太陽光発電設備の営農に伴う一時的な転  
用行為のため、不許可の例外に該当し問題はありません。第3調査部会  
としましては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんし、周辺農  
地への影響はないことから、許可相当であると判断しています。

続きまして、番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書は43ページからとなります。別冊の現地調査説明資  
料の7ページと8ページをお願いします。申請地は議案書の43ページの  
地図を参照ください。

本年2月2日に農振除外地となっています。農地区分は第1種農地ですが、既存敷地の1.5倍以内の拡張であり、不許可の例外に該当するため問題はありません。第3調査部会としましては、既存の水路、敷地についての意見は出ておりますが、許可に影響はしないとのことですし、ほかの各課からは特に支障となる意見は出ていません。また、分筆後の残地については、ダイコンやハクサイなど家庭菜園利用をする旨の営農計画書も提出されています。周辺農地への影響がないことから、許可相当であると判断しています。

受付番号5番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書は28ページからとなります。別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。申請地は議案書の48ページの地図を参照ください。

農地区分は、第3種農地であり問題はありませんが、調査部会の意見において、造成計画の法面の関係や、転用の必要性などについて不明確な部分がありました。このことから第3調査部会としては、不明確な部分が確認できない場合は継続審議であると判断しています。

ただ、調査部会後に新たな資料等がありましたら、事務局から補足説明をしていただき、この総会の場において判断いただきたいと考えています。

続きまして、番号6番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書は54ページからになります。別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。申請地は議案書の54ページの地図を参照ください。

今回、1区画の宅地分譲計画となっています。農地区分は、第3種農地であり問題はありません。第3調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響がないことから、許可相当であると判断しています。

続きまして、番号7番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書は59ページからとなります。別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いします。申請地は議案書の59ペー

ジの地図を参照ください。

今回、2戸の建て売り住宅の建築計画となっています。農地区分は、第3種農地であり問題はありません。第3調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響はないことから、許可相当であると判断しています。

続きまして、番号8番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書は64ページからとなります。別冊の現地調査説明資料の17ページと18ページをお願いします。申請地は議案書の64ページの地図を参照ください。

この案件は、昨年12月総会で許可相当で審議をしていました。県へ進達後、申請地の一部に隣接するビニールハウスが確認できたため、分筆後に再申請するようにとの指摘があったことによる申請となっています。農地区分は、第1種農地ではありますが、集落に接続した農地への住宅建築となるため不許可の例外に該当し問題はありません。第3調査部会としては、前回の審議のとおり、許可相当であると判断しています。

続きまして、番号9番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書は69ページからとなります。別冊の現地調査説明資料の19ページと20ページをお願いします。申請地は議案書の69ページの地図を参照ください。

本年2月2日に農振除外となっています。現地の一部の表土がはがされていたため始末書の提出を指示しています。農地区分は、第1種農地ではありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、不許可の例外に該当するため問題はありません。第3調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見は出ていませんし、周辺農地への影響はないことから、許可相当であると判断されます。

最後になります。番号10番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書は76ページからとなります。別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いします。申請地は議案書の76ページの地図を参照ください。

こちらも本年2月2日に農振除外となっています。今回、50区画の分

譲計画となっています。農地区分は、JR筑前深江駅からおおむね300から500メートル以内の立地のため、第2種農地及び第3種農地となります。第2種農地については、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。第3種調査部会としては、都市計画法の開発許可が伴う案件のため、関係課との協議が整っていますし、その上で農業用の排水路関係も整うものと考えています。このことから、周辺農地への影響がないものと判断し、許可相当であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、三坂調査部会長より報告がありました。番号5番につきまして、報告があった後の経過といたしますか、それを事務局お願いします。

事務局

番号5番、二丈鹿家の案件につきまして、先ほど、調査部会長報告の中で、法面の関係であるとか、その辺り出ておりましたけれども、あとはその調査部会の中で出てたのが、ここに資材置き場が必要な理由といたしますかね、その辺りのところが出ておりました。

先方のほうに確認をしまして、あと、申請地のちょうど西側の隣接地の住宅があるんですけども、そこが、高低差がですね、もう現況で2メートルちょっとあるのかなっていうぐらいなんですけど、その現状からですね、まあ結局、擁壁とかもまだつかれてない状態で、法面土羽打ちっていう状態なんですけれども。

その上に、また盛り土をされるっていうような計画に図面上なっておりますので、結局、もう危険だということで、設計のほうにも指摘をしまして、現況の法肩から少なくとも1メートルは下がってくれというところで、それからの法面の立ち上げというふうな形で設計を変えてくれということで、今回、図面にはですね、52ページのところのA-A'断面の1番目の断面の左側のところ、現況の形から1メートル離しますっていうふうなことで、ここはもう設計を変えさせております。

それから、法面の立ち上げで安定勾配、1対1.8で、なおかつ、芝張りをしていただくということで法面保護をしていただくということで、変更していただいております。

あと、資材置き場の必要性についてですね、当初、求めたんですけども、一応、こちらのほうでこの必要性ということで文書が届き次第、ファクスを調査部会の皆さんにはお送りしたつもりになってたんですが、ちょっと別紙が届いていなかったようで、大変申し訳ございませんでした。

一応、もうこの場で読み上げさせていただきたいんですけども、先方から出てきた資材置き場の必要性ということで、今般、当社事業の真砂土販売業務の一環として、糸島市二丈上深江字徳正寺1120番地ほか6筆、全体で9,960平米の土地を購入しました。

で、そこから多分、山を切られるようにやるんですけど、真砂土の調査及び保管場所として利用するために申請地を取得するものですということ、申請者である [REDACTED] のほうから書面が提出はされたんですけども、いろいろとちょっと話を聞く中では、また今日、二丈鹿家の行政区の役員さん、朝一番で来られたんですけども、この内容をちょっとどうも聞かれてないというふうな話がございます。

確かに今回の地元の水利承諾書とかが書面で出てきておるんですけども、ちょっと年度替わりということで、役員さんが今回変わられてあるということ、まあその辺りの内容の引き継ぎとかがあってるものかなとは思ってたんですが、まあちょっと資材置き場ができるっていうのは聞かれてある。けれども、詳細の部分が全然聞いていないというふうな状況ということ。

まあ結局、その一般的に資材置き場を設けますということなので、まあ皆さんもう、まあ今回特に真砂土の保管場所ということになってるんですけども、真砂土をまさか持ってくるとは思ってもなかったと。一般的な建設資材とかそういった物を置かれるんだろうというふうな想定をされてあったらしいです。

で、今回はもう真砂土を持ってくるということになると、トラックで結局、何回も搬入、搬出っていうのがなるかと思うんですけども、そういった、どれぐらいの大きさのトラックで運んでくるのか、あと、そのまあどういうふうなルートで運んでくるのかとか、その辺り詳細な部分を地元の役員さんがちょっと聞いていないと。

なおかつ、申請地の周辺の地権者の方も全く話を聞いていないというふうな状況っていうことを、今日、朝一番で地元の役員さんのほうから聞き取りをさせていただきました。一応、そういうふうな状況があるということで、まあ一応、うちとしては、やっぱり盛り土もありますし、ここ数年のゲリラ豪雨等の関係で排水の関係もちょっと心配するところではあるんですけどもということで、地元の役員さんのほうにはお話をさせていただいております。

その上で、農業委員さんたちもしっかり現地調査は行って、今後、審議をやっていきますというお話はさせていただいてる状況です。それで一応、そういうふうな状況を踏まえたところで皆さん、御審議をいただければと思っております。

議 長

加茂委員。

農業委員

加茂です。前回、行政区のときの現地調査行きましたけども、現地につきましては、水田ということで、もう真砂土を入れるにしても、現状からもうじゅるい状態で排水が必要なんじゃないかなっていうことが1点と。

あと、ここの敷地の横にある水路自体がですね、壁を通り過ぎて、下のほうの水田の利水にもなってますし、で、板堰をつけて、防火用水にも使うというようなことで、かなり必要な水路だというふうなことです。

そういったふうな説明自体がないということと、あと、ここの取りつけ道路については、大型車が通れないような形になっていますので、2トンしか入れないということで、そこも、交通についても離合はできないというようなことで、非常に真砂土を搬入するには、苦勞せんかなと思っております。

地元の説明会もされておられませんので、ぜひ、地元としては説明会をしてほしいという要望を聞いております。

以上です。

議 長

先に、この5番を先にちょっと審議を詰めていきたいと思えます。これにつきましては、農地法としてはですね、その書類としては、水利承諾も、これと、そして、その何ですか、行政区長も取れとうし、そして、まあ自分たちが心配しよった西側の崖ですかね、あれもひざって埋め立てるということで、その農地法としてはあまり。

そして、その水路のほうにも、ちょっとその、そういうふうにもちょっと高さが足りないんじゃないかということでしたんですけども、そのところはちゃんと勾配をつけて、そこに合うようにしますというような格好で持ってきてあるということで、この農地法としては、別にその不許可という反論はできないんですよ。

ただ、その何ですか、変わっては、その条件の中にですね、地元の方たち、また隣地の方たちには、ちゃんと説明をしてくださいよということは言っております。それがまだ言っていないということで、それを取らないかんとかい。事務局、どっかあつと、そこいら辺り。その書類的には全然、一応、ああいうところは取ってあるんかい。聞いとらんって言ってらして。

事務局

事務局としましては、地元が心配されてある内容であるとか、今、加茂委員が、事務局のほうから補足で説明した内容で、まあ委員さんたちも御心配されてあるところはやっぱりあると思うんですね。

うちとしては、まあ理想としてはですけど、行政区なり、その申請地周辺の地権者の方たちに対してのやっぱり説明はちょっとお願いしたいところで。

結局、いろいろ話が二転三転する中で、今回その、この理由書を頂いて、この内容で本当に行政区のほうとしてもこの内容で話を聞いてあるのかというところでの話でしたんですけど、もうすぐに答えが返ってきて、もうこの内容で話は聞いてるけど、何かあったのっていうことで、逆に聞

かれたぐらいですっていうふうな返答があったんです。

ただ、でも蓋を開けたら、聞かれてなかったっていうところなのかなと思うので、何をこう信じていいのかっていうところにもなってくるので、できましたら、もうそういうふうな、どういうふうな資料を持って、地元の方なり、周辺の地権者の方への説明を、いつ、どういうふうな形でされたのかっていうところの何かまあ書面での取りまとめじゃないですけど、何か頂けないのかなとはちょっと思ってるそこではあるんですよ。

だから、まあそれが直接的に審議の審査の対象っていうふうにはならないんでしょうけど、やっぱりその、まあ先々、このまま進んで何かあってはいけない。地元とのトラブルにつながってもいけないというところもやっぱり事務局としても考えてるところではあるので、何かその辺りをちょっと求めたいとは思ってるそこです。

以上です。

議 長

中原委員。

農業委員

11番、中原ですけども、面積が1,571平米で、あくまでもその真砂土の資材置き場の造成、造成っていうか、ということになってるんですけども、どのぐらいの量を持ってくるか、その何立米ぐらいだったらかがしれてると思うので、その1,000平米ぐらいなら問題ないかなとただ何千立米持つてくることになる、とてもじゃないけど1,000、1反ぐらいの面積で山積みせんといかん。後々ですね、いろいろ問題が出てくるんじゃないだろうかと思しますので、どのぐらいの量を持つてくるような計画になってるのかというのをですね、調べていただきたいという意見です。

議 長

そこいらはその何かいな、もう図面でもあるように、その泥をこう積み上げるような格好に持つてこうがね、あれ大体どれぐらいの高さがあって、計算っていうか、あれしとるのかいな。何メートルぐらい上げようと思とつとかいな。これは、図面には載つとらんとかな。

事務局

載つてはないですね。立米数は書いとうごたある。

農業委員

これ真砂土持つてくるだけやのうしてさ、真砂土を調合するらしいって、現地で。だから、ごみとかもかなり舞うと思うたいね。周辺、住宅地もあるけんさ。何のため調合するかっていうのは、別のところの話やろうけどさ、まあ現地でこう別の真砂土と混ぜるといような申請書が出ておるたい。それ参考までですね。

事務局 一応、事業計画書というのを出していただいておりますので、それからいくとですね、資材の種類は真砂土ということで書かれてあって、量としては230立米っていうふうになっています。

で、車両については、4トンで運ぶと。で、台数は何を基準として、まあ2台と書いてあるんですけど、そのまあ1日にどのぐらい、結局は、使うのは2台なんでしょうけど、どのぐらいの頻度で運んでくるのか、その辺りっていうのはまあちょっと資料がついてない状態ですね。

議長 奥委員。

農業委員 13番、奥です。これあの、会長が言われたごと、農地のほうではあまり関係せんですが、環境課のほうが特に、粉じんとか、騒音とか、そのダンプの騒音っていうようなそれだけのことですごい問題になってくるんで、そっちのほうの問題も解決して、うちのほうの許可にやったほうがいいのではと思いますが、どうでしょうか。

議長 その環境がどうにもあれなんですけども、その。

農業委員 配慮しか駄目なんですか。

議長 うん。その言われんとかいな、環境課のほうとか。事務局。

事務局長 審査基準ですね、16ページ見ていただくと、基本的には書類による形式審判によって許可相当かそうでないかっていうのを判断していくことになるんですけど、その中で、書類だけ見て許可相当って判断するのは簡単だと思うんですけど、今言われてるように、地元説明と、事務局に出した、こういう説明をしましたっていうのがちょっと矛盾してるっていうか、ちょっと整合性が取れてないっていうところで、引っかけるなら1番の資力及び信用ですね、資金力は書面が出てるので問題ない。信用という点が、少し確証が持てないということで、不許可相当という意見つけるのはちょっと今の時点ではできないと思いますけど、そこが確認できてから、許可相当の意見を出すということで。

例えば、1か月間猶予を与えて、その間に地元説明をしていただいて、地元が納得いくような説明があるなら、次回、総会で許可相当だという流れもありかなと思います。

議長 今、事務局長が述べましたように、あれなんですけれども、何かほかに質問、意見ありましたらお願いします。ないでしょうか。濱地委員。



農業委員 16番、瀆地ですけれども、53ページの資料を見てください。  
宅地ですね、急な境から、この図面やったら、道路が直接、盛り土になってます。52ページのAとA'はですね、1メートル下がってというのがあるんですが、この53ページの図のですね、宅地の境の図は直接盛土になっているようですが、この辺の設計変更はあったんですか。

議 長 事務局、予定は。

事務局 このC断面のところだと思うんですけども、ここについては、特段設計変更はあっておりません。

議 長 C断面については、このままということで、変更はないということですので。瀆地委員。

農業委員 16番、瀆地ですが、私も現地を見たんですが、この法面の崖のですね、宅地が引っついてるんですね。1メートルぐらいしか間がなくて、かつ、これから上にまだもう一つ盛土するとなると大雨が降ったときに流れ込みとか、宅地の人にはですね、非常に心配なことじゃなかろうかと思います。周辺の、その周りの人たちの隣地の承認を取ってもらいたいというような意見が出たんですが、その辺はどうですか。

議 長 そんげん、こう図面を書いとうばってん、1メートルぐらい。ひざってこうするとやろ。違うと。

事務局 いや、ここが、そうですね。

議 長 こうはなる。

事務局 はい。

議 長 A-A'がここ、Aの部分がひざってするというふうになる。これ図面書き替えとうっちゃな。

事務局 そうです。

農業委員 法面の部分だけですね。

議 長 うん。

農業委員 　どげんします。

議　長 　うん。どげんしやっとですね。

農業委員 　そうですね。

議　長 　これはもうちょっと、よおつと説明してもらうごたふうにしよつか。

事務局 　そうですね。結局、もうまとまってから。

事務局 　今後のその地元、まあ行政区なり、その周辺地の、周辺の地権者の方への説明に関してはもう、当然この図面とかもですね、しっかり皆さんに見ていただいたところで、そういうふうな細かい説明も含めて行っていただいて、その上でどう考えられるのかというところで、何か意見があれば吸い上げてもらって、それで、よりよい方向に向かうように努めていただくようにと、そう先方には伝えたいと思っております。

　　以上です。

議　長 　それでは、採決を採りたい。何かこう意見がありましたら。なかったら採決に移りたいと思いますが。

農業委員 　この件に関してね。

議　長 　この5番だけに関してですね。この5番だけについて採決を採りたいと思います。よろしいでしょうか。

　　それでは、まだ地元説明がちょっとまだ不十分ということで、その地元のほうとしての信用ができていないということで、継続審議という形に持っていきたいと思いますが、継続審議でいいという方は挙手をお願いいたします。

　　(全員挙手)

議　長 　全員挙手。

　　それでは、5条の5番につきましては継続審議という格好に持っていきます。それでは、4番と5番を抜けた議案で何か質問、意見がありましたら。山北委員あるようだったら。

農業委員 　14番、山北です。今回の5条の申請を見ていると、全体的なことなんですけど、大体10件のうち6件が二丈なんですよ。それで、ほとんど

が業者というか、株式会社などの所有権移転や使用貸借になってるんですけど、二丈の分はかなりそういうふうに入ってきたりとか、住宅建築とか、そういうふうな流れになってきてるんですけど、本当にですね、周辺への影響がないのか、また、そのこれをどんどん進めていって、この先田畑が減る影響と、住宅とか何かになっていって、二丈の田畑を狭めていくっていうか、そういう傾向になっていかないかないかという懸念はないのかですね、それをちょっと、今の見通しのところで分かればお聞きしたいというのと。

それは周辺への影響がないかっていうのが一番心配するんですけど、本当にそうなのかを知りたいと思ってます。分かる範囲でいいです。

議 長

二丈のほうはですね、もう線引きしてませんので、これはもうどうしようもないんですけども、まあたまたま田中事務局長が都市計画課におりましたので、田中課長どういうふうに。

事務局

今回、申請が重なってるのは、多分、偶然だと思います。

その中でも、一番心配してあるのが、ちょっと面積が大きい1万平米を超える宅地分譲、まあ建て売り住宅ですね、になってますけど。そのほかの分はですね、見ていただくと、8番とかは自己用住宅ですね。これ1軒しか建たないし、7番もこれ2軒ぐらい。たしか6番も2軒ぐらいですね。で、10番だけがちょっと大規模なものになるんですけど。基本的に、会長が今言われたように二丈の区域においては、非線引きですので、住宅の建築は、基本的に土地計画上どこでも構わない。道さえつながってれば、どこでも構わないということになります。

あとは、まあその占有が出るか出ないかの話になってくるので。まあ分譲計画がなされれば、都市計画は止めることはできない。ただ、10番のように大規模な分譲、しかも、農振除外を伴う分については、基本的にその都市計画の、都市計画というか、市のマスタープラン上、計画人口が10万4,000人というふうになってます。

で、現状ですね、もう10万3,000人を超えて、まだまだ増えていってますので、数年後にはその計画人口の10万4,000人に到達するという考えの下になんですけども。

農振のほうはですね、これ以上の、特に二丈地区における農振除外を伴った宅地分譲については、もう当面、農振除外を認めないという方針を出しているようなので、10番のような申請はですね、この並び、この10番の並びは、あと2つ、恐らく出てきますけど、それを最後に当面、こういう大規模な二丈での農振除外を伴う転用は出ないだろうというふうに思います。

そうですね。現状で言うと、まあそういうとこですね。止められるとす

れば、農振で止めるしかない。

農業委員

はい。

事務局

はい。ということだと思います。

議 長

井上委員。

農業委員

2番、井上です。私ですね、促進協議会というてから、その農振除外をする担当の会長をしておりますけど、そのメンバーはここに5人ほどおられるんですけど、さきの、去年の11月の促進協議会においてですね、もう大体、課長も言われたように計画課のほうももう大体、糸島が目指しとう人口10万4,000人に大体達する見込みですので、これ以上のもう農振の除外はもうしないというふうに決めております。

現に、11月でも深江のほうで大規模な宅地分譲の計画が出されてたんですが、もうそういうふうな理由で、もうこれ以上の大規模の農振除外はもうせんめえということで却下しておりますので、まあ促進協議会としてはそういうふうな流れで来ております。参考までに話しました。

議 長

よろしいですか。ほかに何か。東司委員。

農業委員

18番、東司です。受付番号2番の太陽光発電は、前は確かその下には、あのニラかいな。

議 長

最初はですね。

農業委員

最初は。の申請であって、私はこの記憶しとったんですけども、そももの、その下の作付っていうのは別なんですね。

議 長

事務局。

事務局

この太陽光パネルの下の作付につきましては、まあ現地調査しましたところ、シイタケとサカキの作付がございました。

以上です。

議 長

よろしいですか。ほかに何かありませんでしょうか。

そして、ちょっとあの、これまた別のあれなんですけれども、これは3条で出ていましたけれども、地上権の設定というのは分かったと。久しぶり地上権の設定が出てきたとばってん、誰も質問のなかったとばってん。ち

事務局

よつと事務局と話を。皆、分かったとかいな。言いよつたとばつてん。分かってありますか。あれやったらちよつと事務局、地上権設定のあれば説明ば。

概算といいますか、まあ土地につきましては、その権利の設定というのが可能になりまして、農地につきましても当然、土地でございまして権利の設定が可能であるということで、よく聞く内容としては、その地役権であるとか、地上権であるというところで、権利の設定としては、その土地に何かしらの工作物を設置した側が、その工作物を守りたいがために権利を設定しています。

管をいけとうけん、その管を守りたいとか、建物を建てとうけん、そこを誰にも扱わせんごとしたいというところで、今回、地上権という権利の設定を申請人がしてきたということで、今回は太陽光パネルがあるので、当然その柱になる分と屋根部分ですかね、営農畑ですから、大体、地上から2メートル以上ぐらい、人が出入りできるような空間を設けて、上に太陽光発電を設ける。

その下で今、出ましたとおり、サカキであるとか、原木シイタケのほうしてあったんですけども、地上権ということで申請が出てきておりました、地上権という部分につきましてはですね、土地がこうありましたら、こちらが地上ですね、地上がこの書類で、地下、上空、地上権自体についてはですね、この土地の立体的に考えて、ここの土地の上から地下までを占有するよつという内容でございます。

今回でいけば、太陽光パネルの施設を誰にも扱わせんために、上空、地上、地下の部分の権利を取得したいという申請なんですけども、それが地上権という名称で、工作物とかを守る権利を設定したいと。

何で、その農地法上、3条で出てきたのかというお話なんですけども、結局、農地法上は3条ということですので、耕作の権利設定に対して、許可を判断するのが農業委員会なんですけども、農業委員会的には農地が作られれば、作られる状態を保っておけばとかができるということですので、当然その地上の部分と地下、例えば、50センチまでとかですかね、いうところで、今回3条の場合はですね、区分地上権ということで、地上権については立法的に考えて、上空、地上、地下なんですけども、区分地上権という意味については、今回3条申請については、上空部分を指した申請、結局、地上から2メートルより高いところに太陽光パネルを設置してあるので、ここの空間を区分した地上権の申請ですということですね。

上空部分、地下、地上から2メートル以上の部分の空間を区分して3条申請をしておると。なので、作物植える場所と地下部分については、権利を設定しませんよつという許可申請があつたので、農業委員会としてはこの土地についての耕作に支障がないから、許可ができるものと判断できる

んじゃないかなど。

今、実際、現地に行かれても耕作してある状況でしたのでですね。区分地上権っていうのは、地上権自体は立法的に考えて、実際的に考えて、上空、地上、地下まで及ぶ権利ですけども、ここの上空部分だけに区分した権利の設定というのが区分地上権と。

これは民法上もですね、権利の設定は、292条とかだったと思うんですけども、民法上も認めてある権利設定ではあるんですけども、こと農地法に関しては、耕作に支障がない部分での権利設定であれば認めることができるという内容でございますので、もう審議は終了したわけでございますけども、まあ許可相当と言える内容であったというところで、審議が出たということですね。

地上権という部分については、言いますけど、地下から上空までの範囲で、そこに設置したとか、水槽であるとか、工作物であるとかを守る権利なので、農地転用とおんなじ扱いにはなるんですけども、3条部分については、上空だけを申請したというところで許可が出たというところで、工作物を守る権利が設定申請が出たけども、上空部分だけの許可申請だったので、審議ができたという状況であります。

で、地役権という部分もあるんですけども、地役権につきましては、よく今まであるのがですね、電柱の電線部分ですかね、電柱から電柱の上空部分の電線部分とかですね、地下埋設管であるとかっていうところもあるんですけども、またそういう部分については、またおいおいそういう案件が出てきましたらまた事務局のほうも資料準備されるかと思いますが、今回、地上権という部分でちょっとお話をさせていただきました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。ちょっと横にそれましたけれども、申し訳ありません。

5条につきまして、質問、意見ありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。

5条につきまして。

事務局

すみません、審査表を報告しときます。

議案書は16ページ、17ページにあります。

農地転用の審査を行う上では、一般基準と立地基準、大きく2つの基準に基づいての審議をすることになるんですけども、まず、一般基準につ

いて、こちらの審査表、表記させていただいております。各項目とも、適当、該当なしというふうな項目になっておりますので、問題はないと判断をしております。

それぞれの立地基準につきましては、議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会長の報告にもありましたので、もう割愛させていただきます。

以上です。

議 長

それでは、採決に移ります。5条につきまして、4番、5番を除いた分で審議をさせていただきます。総括していきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

それですね、事務局と皆様にちょっと諮りたいんですけども、1番の分についてですね、1.5メートルの農地改良といますか、農地転用ですね、1.5メートルのあの高さが本当に要るのかなと思ってですね、それで、ちょっと自分が思っているのはそんなにその道よりも数メートル高くなるんだったら、そんだけ高くなる理由書を提出してくれというようなことをお願いしたいなと思うんですけども、どんなんでしょうか。

よろしいですかね。ちょっと今まであの、何メートルしても、そのあれがなかったんですけども、やっぱりちょっと何でここまで高く上げないかなのかと思ってですね。

でも、それで、そんなに高く上げるんだったら、やっぱりちょっと理由書が欲しいなと思っております。よろしいですかね。

じゃあ、そのように事務局、今度からよろしく願いいたします。

休憩から約1時間たちましたので、ちょっとここで10分間の休憩を取ります。

(休 憩)

議 長

それでは、審議に入ります。事務局。

事務局

議案書の83ページをお願いいたします。

議案125号「農地改良届出」につきまして御審議をお願いします。ま

た、この御審議の後に監督委員の指名をお願いいたします。

議 長                    それでは、調査部会長より説明をお願いします。

調査部会長            議案第125号「農地改良届について」報告します。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書は84ページからになります。別冊の現地調査説明資料の23ページと24ページをお願いします。申請地は議案書の84ページの地図を参照ください。

第3調査部会では、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であるため受理相当と判断しています。

以上になります。

議 長                    2番どうぞ。

調査部会長            続きまして番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書は88ページからになります。別冊の現地調査説明資料の25ページと26ページをお願いします。申請地は議案書の88ページの地図を参照ください。

第3調査部会では、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であるため受理相当と判断しています。

以上、報告します。

議 長                    ただいま、農地改良届について説明がありました。

この2件について、質問、意見がありましたらお願いします。井上委員。

農業委員              2番、井上ですが、1番の取扱業者はこれ[黒塗り]さんじゃありません、荒川建設です。これは土地の持ち主ですね。

議 長                    それでは、荒川建設のほうで訂正をお願いします。  
ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)



議 長            なかったら採決に入ります。  
届出番号の1番、2番につきまして、受理相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長            全員挙手。  
それでは、1番の大門につきましては、怡土地区、宗敏郎委員、お願いします。2番につきましては、一貴山地区、田中正一委員、お願いいたします。

議 長            それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局           議案書は、91ページをお願いします。  
議案第126号「糸島市学校給食地産地消推進検討会議委員の選出について」ということで、農業振興課より選出依頼が来ております。これは、学校給食の地産地消率向上を図るための会議の委員ということでの選出依頼があつてはるんですけども、今まで松尾委員のほうに2年間任期を務めていただいておりますが、3月末で任期満了になったということで、改めての選出依頼が来ているところです。選出方よろしくお願いいたします。

議 長            給食の地産地消推進会議ということで、今まで松尾委員だったということですけども、松尾委員いいですかね。

(「続けてお願いします」と言う者あり)

議 長            すみませんけれども、松尾委員、よろしく申し上げます。

事務局           松尾委員、すみません。後ほどですね、就任承諾書の署名を、すみません、終わりましたらよろしくお願いします。

議 長            事務局。

事務局

引き続き、次の議案に移ります。議案書は92ページになります。

議案第127号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定（農地中間権利事業：利用権設定）」について御審議をお願いいたします。

説明をさせていただきます。

今回、提案いたします農用地利用集積計画につきましては、令和4年の第2回公募にて募集しました農地中間管理機構への貸付申出分のうち、担い手への配分が見込まれるものの集積計画となっております。

貸付開始日につきましては、令和5年6月11日からが始期になっております。合計が438筆。面積にしますと57万9,606平米となっております。これらの配分案につきましては、次の128号の議案のほうで説明いたしますけれども、この集積計画が決定されますと、農地中間管理事業での集積累計としましては、約352ヘクタールとなっております。

この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。

以上、よろしく願いいたします。

議長

それではですね、この集積計画の中に新規就農者がいらっしゃいます。第3調査部会のほうより面談を行ってますので御報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、3月31日に■■■さんと面談を行いましたので御報告します。

議案書の103ページから106ページを御覧ください。

■■■さんは38歳で福岡市西区に住んでおります。御本人からこのように聞き取りしました。かつてより農業にも興味がありました。昨年4月からJA糸島でアスパラガスの研修を受けてきました。メインとしては、ハウスによるアスパラガスの栽培です。松隈地内に補助金を活用し、2反5畝を計画しています。アスパラ部会にも加入しますとのことでした。

調査部会の意見としましては、■■■さんは、JA糸島の研修も受けており、また、定年等、就労給付金も申請され、就農支援班部会の面談も受けてあり、実質的にも、収益計画など営農面では心配はありませんし、やる気は十分に感じました。

以上、報告します。

議長

ありがとうございました。この利用集積計画並びにただいま説明がありました新規就農者の面談結果ということで、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら採決に入ります。  
原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案は93ページになります。

議案第128号「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」御審議をお願いいたします。内容につきましては、事務局のほうから引き続き説明させていただきます。

この計画案は、先ほどの127号の議案で集積が決定された約58ヘクタールの農地について、福岡県農業振興推進機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものになります。

受け手としましては、令和4年第2回公募で借受けを希望された方で、市がこの計画を作成するに当たり、農業委員会の意見を聞くものとされており、

つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか御意見を伺うものとなっております。

なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会后5月に推進機構が農用地利用等促進計画を決定し、県知事の認可、公告を経て設定される予定となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長

促進計画ということで、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら採決に入ります。  
原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議 長	全員挙手。
議 長	それでは、次の議事に入ります。事務局。
事務局	議案書は94ページになります。 議案第129号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について（所有権移転）」になります。こちら内容を説明させて、提案とさせていただきます。まず、番号1番。  <b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>  続きまして2番。  <b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>  続きまして、95ページになります。番号3。  <b>【議案書に基づき読み上げて報告】</b>  以上、提案します。
議 長	ただいま、事務局より説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いします。  (質問、意見なし)
議 長	なかったら採決に入ります。 原案の利用集積計画の決定について同意されます方の挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。

議 長

これで全ての議事が終わりました。  
その他のほうに移ります。事務局。

令和5年4月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

1 7 番 宗 敏 郎

1 9 番 荻 原 昌 之